

平成25年12月
東京税関業務部

関係各位

麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を
指定する政令の一部を改正する政令について
(公布日 : 平成25年12月20日)

麻薬及び向精神薬取締法においては、麻薬及び向精神薬の濫用による保健衛生上の危害を防止し、公共の福祉の増進を図ることを目的として、麻薬及び向精神薬の輸出、輸入、製造、譲渡等を規制しているところです。

具体的な規制対象物質については、同法別表第1から第4まで及び「麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令」(以下「指定政令」という。)により定められております。

今般、指定政令が一部改正され、麻薬と同種の濫用のおそれがあり、かつ、同種の有害作用を有すると認められる次の3物質について、新たに麻薬として指定されましたのでお知らせします。

○ 麻薬として指定する物質(構造式は、別紙1参照)

- ① 2-エチルアミノ-1-(3, 4-メチレンジオキシフェニル) プロパン-1-オン及びその塩基
- ② 3-[*(1R, 2R)-3-(ジメチルアミノ)-1-エチル-2-メチルプロピル*] フェノール(別名タペンタドール) 及びその塩基
- ③ [*1-(5-フルオロペンチル)-1H-インドール-3-イル*] (2, 2, 3, 3-テトラメチルシクロプロパン-1-イル) メタノン及びその塩基

(※)参考:物質の①及び③については、現在、薬事法において指定薬物に指定されているものです。

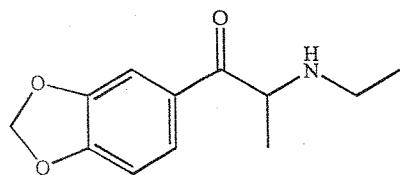
○ 施行日 : 平成26年1月19日 (公布の日から起算して30日を経過した日)
(別紙2 : 官報号外第278号)

【問合せ先】東京税関業務部通關總括第2部門
(電話: 03-3599-6338)

麻薬として指定する物質

物質①

構造式



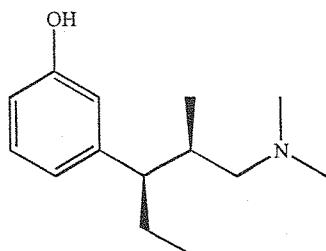
化 学 名 : 2-Ethylamino-1-(3,4-methylenedioxophenyl)propan-1-one

化学名字訳 : 2-エチルアミノ-1-(3,4-メチレンジオキシフェニル)プロパン-1-オン

通 称 等 : bk-MDEA、Ethylone

物質②

構造式



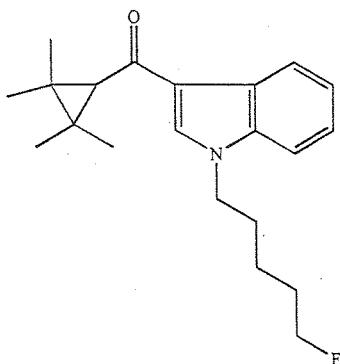
化 学 名 : 3-[(1R,2R)-3-(Dimethylamino)-1-ethyl-2-methylpropyl]phenol

化学名字訳 : 3-[(1R,2R)-3-(ジメチルアミノ)-1-エチル-2-メチルプロピル]フェノール

別 名 : タペンドール

物質③

構造式



化 学 名 : [1-(5-Fluoropentyl)-1H-indol-3-yl](2,2,3,3-tetramethylcyclopropan-1-yl)methanone

化学名字訳 : [1-(5-フルオロペンチル)-1H-インドール-3-イル](2,2,3,3-テトラメチルシクロプロパン-1-イル)メタノン

通 称 等 : XLR-11

注: 麻薬として指定する物には上記物質1から3の塩類及びこれらを含有する物を含む。

(号外)
独立行政法人国立印刷局

〔政令〕

〔次回〕

- 安全保障会議設置法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令(三四八)
- 安全保険会議設置法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令(三四九)
- 在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令(三五〇)
- 在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額、住居手当に係る控除額及び限度額並びに子女教育手当に係る自己負担額を定める政令の一部を改正する政令(三五一)
- 総合特別区域法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令(三五二)
- 公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令の一部を改正する政令(三五四)

- 所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とベルギー王国との間の条約を改正する議定書(一一一)
- 投資の促進及び保護に関する日本国政府とバブア・ニューギニア独立国政府との間の協定(一一二)
- 社会保障に関する日本国とハンガリーとの間の協定(一一三)
- 万国郵便連合一般規則(一千九百二十二年)のドーハ大会議において改正され、及び採択されたもの(一四四)
- 万国郵便条約(一五五)
- 郵便送金業務に関する約定(一六六)

- 深海底鉱業暫定措置法施行規則の一部を改正する省令(同六四)
- 水先法施行規則の一部を改正する省令(国土交通九九)
- 金融商品取引業等に関する内閣府令(同六五)
- 第一百六十三条第二項の規定に基づき信用格付業者の関係法人を指定する件(金融庁六一)
- 銀行代理業者に係る銀行代理業の許可がその効力を失つた件(同六三)
- 所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とベルギー王国との間の条約を改正する議定書の効力発生に関する件(外務三七九)

- 社会保障に関する日本国とハンガリーとの間の協定の二千十五年十月一日以後の適用に関する書簡の交換に関する件(同三八四)
- 日本国による万国郵便連合一般規則(一千九百二十二年のドーハ大会議において改正され、及び採択されたもの)、万国郵便条約及び郵便送金業務に関する約定の承認に関する件(同三八五)
- 農事法第四十九条第一項の規定に基づき厚生労働大臣の指定する医薬品の一部を改正する件(同三八六)
- 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第二条第五項の規定に基づき指定を取り消した件(同三八七)
- 種苗法第十八条第一項の規定に基づき品種登録した件(農林水産三〇九五)
- 高速自動車国道に関する件(国土交通一一八四)
- 米盛病院ベリポートの設置許可申請があつた件(同一一八五)
- 本日公布された法令の「あらまし」は、次のページに掲載されています。

- 社会保障に関する日本国とハンガリーとの間の協定の効力発生に関する件(同三八二)
- 社会保険に関する日本国とハンガリーとの間の協定に関する書簡の交換に関する件(同三八三)

3 この政令は、総合特別区域法の一部を改正する法律(平成二五年法律第五三号)附則第一条第二項に掲げる規定の施行の日(平成二六年三月三一日)から施行することとした。

◇公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令の一部を改正する政令(政令第二五四号)(消費者庁)

1 移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律(平成二四年法律第九〇号)の施行に伴い、公益通報者保護法(平成二六年法律第一二二号)別表第八号の法律にこの法律を追加することとした。

2 この政令は、平成二六年一月一日から施行することとした。

◇麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令の一部を改正する政令(政令第三五五号)(厚生労働省)

1 次に掲げる物を麻薬に指定することとした。
(本則関係)

〔一〕二一エチルアミノーー(三・四メチレンジオキシフェニル)プロパンーー(オノ及びその塩類)

〔二〕三一(一R・一R)ー三一(ジメチルアミノーー(エチルー(メチルプロピル)フェノール(別名タブンタドール)及びその塩類)

〔三〕「一(五フルオロベンゼル)ーH-インドールー三(イル)(二・二・三・三・テトラメチルシクロプロパンーーイル)メタノン及びその塩類

2 この政令は、公布の日から起算して二〇日を経過した日から施行することとした。

◇自衛隊法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令(政令第三五六号)(防衛省)

1 防衛医科大学校の保健師及び看護師を養成する課程の新設に伴い、防衛医科大学校又は防衛医科大学校の学生に関する規定について所要の改正

2 防衛医科大学校の保健師及び看護師を養成する課程の新設に伴い、防衛医科大学校の学生から保健師及び看護師である技官となるべき者を除くこととした。(第三条~第四条関係)

3 この政令は、自衛隊法等の一部を改正する法律附則第一條第三号に掲げる規定の施行の日(平成二六年四月一日)から施行することとした。

◇所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とベルギー王国との間の条約を改正する議定書(条約第一一号)(外務省)

この議定書は、国際的な脱税及び租税回避行為に資することを目的として、日本国とベルギー王国との間の現行の租税条約的情報交換に関する規定を国際標準に沿った内容に改めるものであり、その概要是、次のとおりである。

1 現行条約第二六条を改め、両締約国の専門ある当局は、条約の規定の実施又は両締約国若しくはそれらの地方公共団体が課する全ての種類の租税に関する両締約国の法令の規定の適用若しくは執行に関連する情報を交換することにして取り扱うこと、一定の場合には情報を提供する義務を課されないと等について規定する。(第一条関係)

2 現行条約の不可分の一部を成す議定書の次に3A及び3Bを挿入し、ベルギーの地方公共団体が課する租税に関する法令の規定の適用又は執行に関連する情報の交換は、両締約国の政府が外交上の公文の交換により合意するものについて適用することを定めるとともに、銀行等が有する情報を入手するために、ベルギーの税務当局は、情報を開示させ、かつ、調査及び聴取を行う権限を有する」と等について規定する。(第二条関係)

3 この議定書は、各締約国が効力発生に必要な国内手続を完了したことを確認する通告を他方の締約国に対し行い、遅い方の通告が受領された日の後三〇日以内に効力を生ずる。(第三条関係)

1 この協定における用語の定義について定めることとする。(第一条関係)

2 一方の締約国は、投資活動に關し、他方の締約国とその投資財産に對し、最恵国待遇を与える旨定める。(第二条関係)

3 一方の締約国は、投資活動に關し、他方の締約国とその投資財産に對し、最恵国待遇を与える旨定める。(第三条関係)

4 一方の締約国は、他方の締約国の投資家の投資財産に對し、公正かつ衝平坦等待遇並びに十分な保護及び保障を含む国際法に基づく待遇を与えるとともに、当該投資財産に關して義務を負うこととなつた場合には、当該義務を遵守する旨定める。(第四条関係)

5 一方の締約国は、裁判所の裁決を受ける権利等に關し、他方の締約国の投資家に対し、内国民待遇又は最恵国待遇を与える旨定める。(第五条関係)

6 いずれの一方の締約国も、他方の締約国の投資家の投資活動の条件として、一定の水準又は割合の物品又はサービスを輸出する等の要求を課し、又は強制してはならない旨定める。(第六条関係)

7 各締約国は、この協定の実施及び運用に関連し、又は影響を及ぼす法令等を速やかに公示する旨定める。(第七条関係)

8 各締約国は、自國の法令に従い、この協定の対象となる事項に影響を及ぼす規制を設定等する前に、公衆による意見提出のための合理的な機会を与えるよう努める旨定める。(第八条関係)

9 各締約国は、自國の法令に従い、この協定の対象となる事項に影響を及ぼす規制を設定等する前に、公衆による意見提出のための合理的な機会を与えるよう努める旨定める。(第八条関係)

10 一方の締約国は、他方の締約国と国籍を有する自然人の入国、滞在及び居住に係る申請に組みを整備するものであつて、その概要是、次のとおりである。(第九条関係)

11 いずれの締約国も、公共の目的、無差別、迅速、適當かつ実効的な補償の支払、正當な法の手続等に従うことの条件を満たさない限り、収用、国有化等を実施してはならない旨定める。

12 一方の締約国は、武力紛争等により投資財産に關して損失等を被つた他方の締約国の投資家に対する原状回復等に關し、内国民待遇又は最恵国待遇を与える旨定める。(第十一条関係)

13 一方の締約国又はその指定する機関による請求代位について定める。(第十三条関係)

14 一方の締約国は、他方の締約国の投資家の投資財産に關する資金の移転が、延滞なく、かゝらず、自由に行われることを確保する旨定める。(第十四条関係)

15 西締約国間の紛争の解決について定める。(第十五条関係)

16 一方の締約国と他方の締約国の投資家との間の紛争の解決について定める。(第六条関係)

17 いずれの締約国も、国際收支及び对外支払に關して重大な困難が生ずる場合等には、第一四条の規定に基づく義務に適合しない措置を採用し、又は維持することができること等について定める。(第十七条関係)

18 締約国は、信用秩序の維持のための措置をとることができる」と等について定める。(第十八条関係)

19 この協定のいかなる規定も、両締約国が締結している知的財産の保護に関する多數国間協定に基づく権利を害し、及び義務を免れさせない旨定める。(第十九条関係)

20 この協定のいかなる規定も、一定の場合を除くほか租税条約に基づく締約国の権利及び義務に及ぼさないと等について定める。(第二十条関係)

21 合同委員会の設置等について定める。(第二十一条関係)

◇投資の促進及び保護に関する日本国政府とベルギー独立国政府との間の協定(条約第二二号)(外務省)

この協定は、投資の促進及び保護のための包括的かつ詳細な事項を規定しており、投資環境の枠組みを整備するものであつて、その概要是、次のとおりである。(第一〇条関係)

11 いずれの締約国も、公共の目的、無差別、迅速、適當かつ実効的な補償の支払、正當な法の手続等に従うことの条件を満たさない限り、収用、国有化等を実施してはならない旨定める。

12 一方の締約国は、武力紛争等により投資財産に關して損失等を被つた他方の締約国の投資家に対する原状回復等に關し、内国民待遇又は最恵国待遇を与える旨定める。

13 一方の締約国又はその指定する機関による請求代位について定める。

14 一方の締約国は、他方の締約国の投資家の投資財産に關する資金の移転が、延滞なく、かゝらず、自由に行われることを確保する旨定める。

15 西締約国間の紛争の解決について定める。

16 一方の締約国と他方の締約国の投資家との間の紛争の解決について定める。

17 いずれの締約国も、国際收支及び对外支払に關して重大な困難が生ずる場合等には、第一四条の規定に基づく義務に適合しない措置を採用し、又は維持することができること等について定める。

18 締約国は、信用秩序の維持のための措置をとることができる」と等について定める。

19 この協定のいかなる規定も、両締約国が締結している知的財産の保護に関する多數国間協定に基づく権利を害し、及び義務を免れさせない旨定める。

20 この協定のいかなる規定も、一定の場合を除くほか租税条約に基づく締約国の権利及び義務に及ぼさないと等について定める。

21 合同委員会の設置等について定める。

11 いずれの締約国も、公共の目的、無差別、迅速、適當かつ実効的な補償の支払、正當な法の手続等に従うことの条件を満たさない限り、収用、国有化等を実施してはならない旨定める。

12 一方の締約国は、武力紛争等により投資財産に關して損失等を被つた他方の締約国の投資家に対する原状回復等に關し、内国民待遇又は最恵国待遇を与える旨定める。

13 一方の締約国又はその指定する機関による請求代位について定める。

14 一方の締約国は、他方の締約国の投資家の投資財産に關する資金の移転が、延滞なく、かゝらず、自由に行われることを確保する旨定める。

15 西締約国間の紛争の解決について定める。

16 一方の締約国と他方の締約国の投資家との間の紛争の解決について定める。

17 いずれの締約国も、国際收支及び对外支払に關して重大な困難が生ずる場合等には、第一四条の規定に基づく義務に適合しない措置を採用し、又は維持することができること等について定める。

18 締約国は、信用秩序の維持のための措置をとることができる」と等について定める。

19 この協定のいかなる規定も、両締約国が締結している知的財産の保護に関する多數国間協定に基づく権利を害し、及び義務を免れさせない旨定める。

20 この協定のいかなる規定も、一定の場合を除くほか租税条約に基づく締約国の権利及び義務に及ぼさないと等について定める。

21 合同委員会の設置等について定める。

総合特別区域法施行令の一部を改正する政令を以て公布する。

御名 御璽

平成二十五年十一月二十日

内閣総理大臣 安倍晋三

政令第三百五十三号

総合特別区域法施行令の一部を改正する政令

内閣は、総合特別区域法（平成二十二年法律第八十号）第二十二条の二第十三項及び第十四項の規定に基づき、この政令を制定する。

総合特別区域法施行令（平成二十三年政令第二百四十三号）の一部を次のよつて改正する。

第四条を第五条とし、第三条の次に次の二条を加える。

（権限の委任）

第四条 法第二十二条の二第一項及び第三項、同条第四項において準用する道路運送事業法（昭和一十六年法律第八十五号）第五十九条第三項及び第六十六条第二項（第一号に係る部分に限る）並びに法第二十二条の二第五項に規定する国土交通大臣の権限は、指定自家用貨物自動車の使用の本拠の位置を管轄する地方運輸局長に委任する。

2 前項の規定により地方運輸局長に委任された権限は、指定自家用貨物自動車の使用の本拠の位置を管轄する運輸監理部長又は運輸支局長に委任する。

附 則

この政令は、総合特別区域法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五十三号）附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（平成二十六年三月三十一日）から施行する。

内閣総理大臣 安倍晋三
国土交通大臣 太田 昭宏

平成二十五年十一月二十日

御名 御璽

政令第三百五十四号

公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令の一部を改正する政令

内閣は、公益通報者保護法（平成十六年法律第二十一号）別表第八号の規定に基づき、この政令を制定する。公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令（平成十七年政令第二百四十六号）の一部を次のように改正する。

第四百三十五号を第四百三十六号とし、第四百三十四号の次に次の二号を加える。

(中略)

附 則
この政令は、移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律（平成二十四年法律第九十号）の施行の日（平成二十六年一月一日）から施行する。

内閣総理大臣 安倍晋三
厚生労働大臣 田村 慶久

平成二十五年十一月二十日

内閣総理大臣 安倍晋三

政令第三百五十五号

麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令の一部を改正する政令

内閣は、麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）別表第一第七十五号の規定に基づき、この政令を制定する。

この政令は、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令（平成二年政令第二百三十八号）の一部を次のよつて改正する。

第一項中第九十二号を第九十五号とし、第六十一号から第九十一号まで三号ずつ繰り下げ、第六十号を第六十二号とし、同号の次に次の二号を加える。

六十三 [一]—[五]フルオロベンチル [一]—[四]イソデール [二]—[一] [一]—[三]・[三]—[トトラメチルシクロプロパンー[一]イル] メタノン及びその塩類

第一条中第五十九号を第六十一号とし、第二十九号から第五十八号まで三号ずつ繰り下げ、第二十八号を第二十九号とし、同号の次に次の二号を加える。

三十一 [一]—[二] [一]—[三]—[ジ]フルオロベンチル [一]—[エ]チル [一]—[ス]チルクロロムル [一]エヘン [一]ル (別名タベンタドール) 及びその塩類

第一条中第二十七号を第二十八号とし、第六号から第一十六号まで三号ずつ繰り下げ、第五号の次に次の二号を加える。

六 [一]—[エ]チルアミノ [一]—[三]・[四]—[メ]チレンジオキシフェニル プロパンー[一]ヨン及びその塩類

附 則

この政令は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

厚生労働大臣 田村 慶久
内閣総理大臣 安倍晋三

自衛隊法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令を以て公布する。

平成三十五年移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律（平成二十四年法律第九十号）

平成二十五年十一月二十日

内閣総理大臣 安倍晋三

別表中

ラトビア	ラット	104	71	39	39	10	6	16	16
------	-----	-----	----	----	----	----	---	----	----

卷

に改める。

ラトビア ユーロ 150 103 56 56 15 8 23 23

附則第三項の表中		（領事官の徴収する手数料の額を定める省令の一部を改正する省令の一部改正）
	ビ	ア
ツ	ト	16
		4
		11
		3
		2
		2
を		
	ビ	ア
一	ロ	
		23
		6
		15
		4
		2
		2
に改める。		

この省令は 平成二十六年一月一日から施行する。

平成二十五年十一月二十日

厚生労働大臣 田村 憲久
農林水産大臣 林 芳正

食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法施行規則の一部を改正する省令

食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法施行規則（平成十年厚生省令第一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「第八条第一項」を「第六条第一項」に改め、同条第二項中「第九条第一項」を「第七条第一項」に、「認定事業者」を「法第六条第一項の認定を受けた者」と改める。
第三条第一項を削り、同条第二項中「第九条第一項」を「第七条第二項」に改め、同項を同条として、同条の次に次の二条を加える。

（高度化基盤整備計画の認定の申請等）

第三条の二 前項の規定は、法第八条第一項の高度化基盤整備計画について準用する。この場合において、第二条第一項及び第二項中「第六条第一項」とあるのは「第八条第一項」と、同条第一項中「別記様式第二号」とあるのは「別記様式第二号の二」と、同条第二項中「第七条第一項」とあるのは「第九条第一項」と、第三条中「第七条第二項」とあるのは「第九条第二項」と読み替えるものとする。

二号の規定に基づき、麻薬及び向精神薬取締法施行規則の一部を改正する省令を次のようて定める。
平成二十五年十二月二十日
厚生労働大臣 田村 延久
麻薬及び向精神薬取締法施行規則の一部を改正する省令
別表第一第一種向精神薬の項中「一・八g」を「二・一六g」に改め、同表第二種向精神薬の項中
「三十六四g」を「八十四g」に改める。
附 則
この省令は、公布の日から施行する。
○ 厚生労働省令第一号
農林水産省令第一号
農林水産省の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五
十九号）の施行に伴い、並びに食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法（平成十年法律第
五十九号）第八条第一項、第九条第二項、第十三条第三条、第十八条第二項及び第二十条の規定に基づき、
食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法施行規則の一部を改正する省令を次のように定め
る。

厚生労働大臣 田村 慎久
平成二十五年十二月二十日

薬事法第一條第十四項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令

定める省令の一部を改正する省令

薬事法第二条第十四項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令(平成十九年厚生労働省令第十四号)の一部を次のように改正する。

第一条中第六十六号を削り、第六十七号を第八十六号とし、第六十八号から第一百一号までを一章ずつ
つ繰り上げる。

附 則

1 この省令は、麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令の一部を改正する政令(平成二十五年政令第三百五十五号)の施行の日から施行する。

2. この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお選択の例による。